

令和7年度 子ども園子育て支援事業補助員 乙 募集案内

この採用選考は、新宿区子ども園子育て支援事業補助員 乙の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
福祉系	子育て支援事業補助員 乙	1名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

新宿区立子ども園で正規職員等の指示を受けて、子育て支援事業の補助、保育補助、保育準備及び片付けなど保育業務に従事していただきます。

4 勤務場所

園名	住所	最寄り駅	勤務内容	募集人数	月額報酬 (地域手当含む)
しなのまち 子ども園	信濃町20	J R 総武線 信濃町駅 徒歩5分	週2勤務（基本月、水） 9:00～16:00 6時間勤務 （休憩60分） 保育補助、片付け等	1	79,710円

5 任用期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

※ 面接及び内定時期によっては、任用期間が令和7年10月1日からとなる場合があります。

6 受験資格

資格不問

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

日時・会場	各子ども園 ※面接日時の詳細は、各園採用担当からご連絡いたします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	面接日から7日以内 ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下記のとおり提出してください。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	保育課運営係までお電話でお申込みください。各園の採用担当から折り返しご連絡いたします。 <面接時持参書類> ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書
申込期間	令和7年7月31日(木)まで
申込先	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区子ども家庭部保育課運営係 電話 03-5273-4525 FAX03-3209-2795

9 勤務条件

勤務時間	週2勤務（基本月、水）9:00～16:00 6時間勤務（休憩60分） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：日曜日及び月曜から土曜日の間で4日（週2日勤務） 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	（有給休暇） 年次有給休暇慶弔休暇等があります。
報酬等	・月額報酬（地域手当含む）は、別紙「募集園一覧」のとおり ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	適用はありません。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり

	<p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。特例で公募によらない再度の任用を行う場合、連続4回が上限となります。</p> <p>※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。</p>
--	---

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみします。

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

所在地：〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話 03-5273-4525 （直通）（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）FAX03-3209-2795